

議 案 参 考 資 料

令和2年9月 定例会

(目 次)

○指定管理者候補者一覧（第72号議案～第84号議案関係）……………	(1)
○指定管理者候補者の選定結果（第72号議案～第84号議案関係）……………	(2)
○市道路線認定位置図（第85号議案関係）……………	(9)
○土地の位置図（第86号議案関係）……………	(11)
○大村市環境センターにおける自動車破損事故について（報告第18号関係）	(12)
○大村市立桜が原中学校における自動車破損事故について（報告第19号関係）	(14)
○公有水面埋立の位置図（第106号議案関係）……………	(16)

指定管理者候補者一覧（第72号議案～第84号議案関係）

議案 番号	公の施設の名称	申請 者数	指定管理者候補者	指定の 期間
72	大村市陸上競技場ほか計 8施設	1	一般財団法人大村市文化・スポーツ 振興財団	3年
73	大村市民プール 大村市屋内プール	1	株式会社協栄	3年
74	大村市武道館	1	大村市武道館運営委員会	3年
75	大村市児童体育館	1	富の原一丁目町内会	3年
76	大村市弓道場	1	大村市弓道協会	3年
77	大村市北部運動広場	1	松原地区町内会長会	3年
78	大村市南部運動広場	1	三浦地区体育振興会	3年
79	大村市鈴田運動広場	1	鈴田地区社会体育振興会	3年
80	大村市アーチェリー場	1	大村市アーチェリー協会	3年
81	大村市黒木山小屋	1	大村山岳会	3年
82	大村市療育支援センター	1	社会福祉法人大村市社会福祉協議 会	3年
83	大村市琴平岳展望所	1	株式会社琴花園	5年
84	大村市営住宅及び共同施 設	1	株式会社シンコー	5年

指定管理者候補者の選定結果（第72号議案～第84号議案関係）

第72号議案関係

公の施設の名称	大村市陸上競技場ほか計8施設
指定管理者候補者	一般財団法人大村市文化・スポーツ振興財団
指定の期間	令和3年度から令和5年度までの3年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	118,005千円
参考金額	118,005千円
提案金額	118,005,000円
適否判定	適

第73号議案関係

公の施設の名称	大村市民プール 大村市屋内プール
指定管理者候補者	株式会社協栄
指定の期間	令和3年度から令和5年度までの3年間
募集方法	再指定制度
債務負担行為の限度額	190,959千円
参考金額	196,207千円
提案金額	190,957,455円
評価点	85.20

第 7 4 号議案関係

公の施設の名称	大村市武道館
指定管理者候補者	大村市武道館運営委員会
指定の期間	令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第 7 5 号議案関係

公の施設の名称	大村市児童体育館
指定管理者候補者	富の原一丁目町内会
指定の期間	令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第76号議案関係

公の施設の名称	大村市弓道場
指定管理者候補者	大村市弓道協会
指定の期間	令和3年度から令和5年度までの3年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第77号議案関係

公の施設の名称	大村市北部運動広場
指定管理者候補者	松原地区町内会長会
指定の期間	令和3年度から令和5年度までの3年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第78号議案関係

公の施設の名称	大村市南部運動広場
指定管理者候補者	三浦地区体育振興会
指定の期間	令和3年度から令和5年度までの3年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第79号議案関係

公の施設の名称	大村市鈴田運動広場
指定管理者候補者	鈴田地区社会体育振興会
指定の期間	令和3年度から令和5年度までの3年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第 8 0 号議案関係

公の施設の名称	大村市アーチェリー場
指定管理者候補者	大村市アーチェリー協会
指定の期間	令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第 8 1 号議案関係

公の施設の名称	大村市黒木山小屋
指定管理者候補者	大村山岳会
指定の期間	令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	—
参考金額	—
提案金額	—
適否判定	適

第 8 2 号議案関係

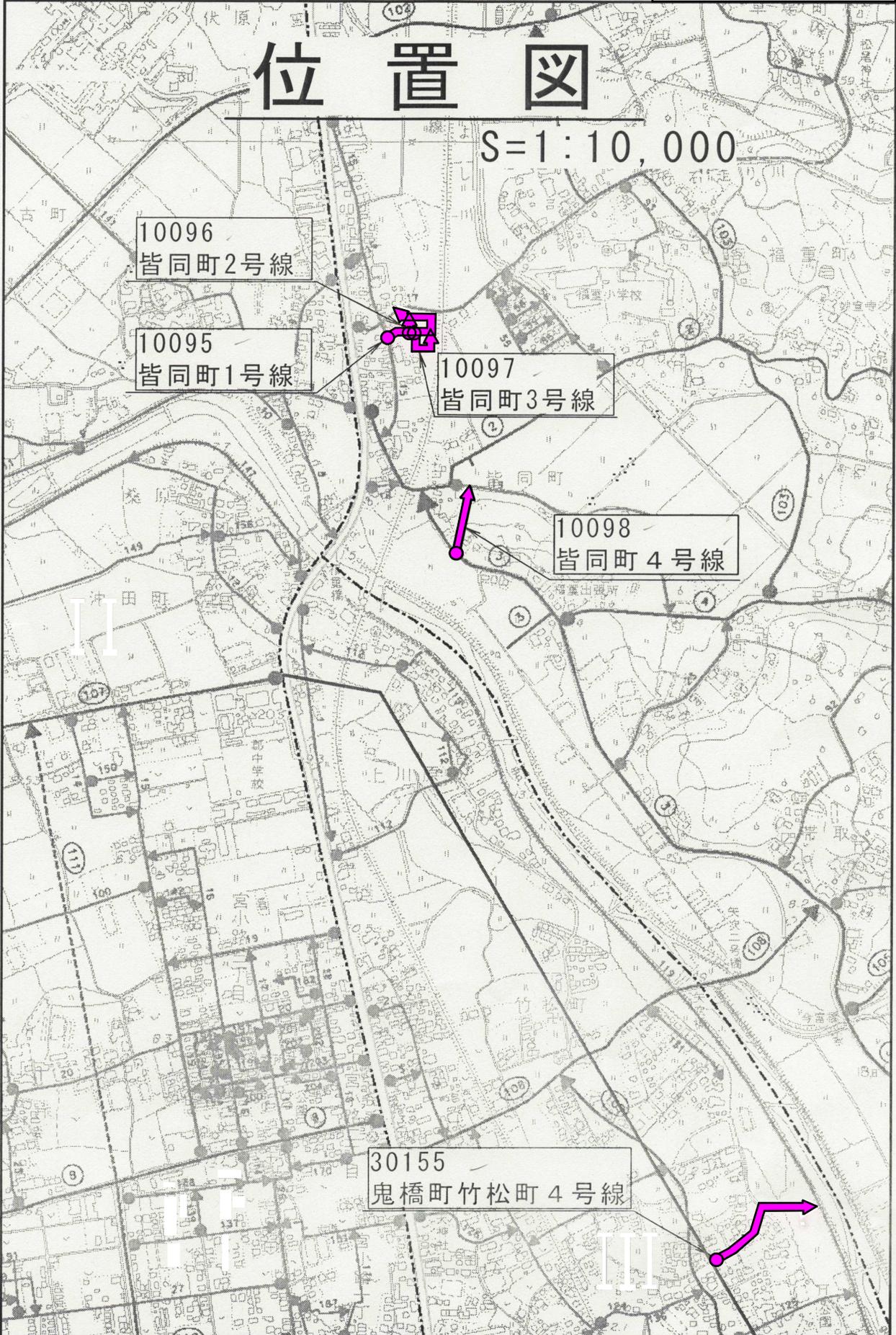
公の施設の名称	大村市療育支援センター
指定管理者候補者	社会福祉法人大村市社会福祉協議会
指定の期間	令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間
募集方法	非公募
債務負担行為の限度額	57,077 千円
参考金額	57,077 千円
提案金額	57,077,000 円
適否判定	適

第 8 3 号議案関係

公の施設の名称	大村市琴平岳展望所
指定管理者候補者	株式会社琴花園
指定の期間	令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間
募集方法	再指定制度
債務負担行為の限度額	40,970 千円
参考金額	45,065 千円
提案金額	40,970,000 円
評価点	95.00

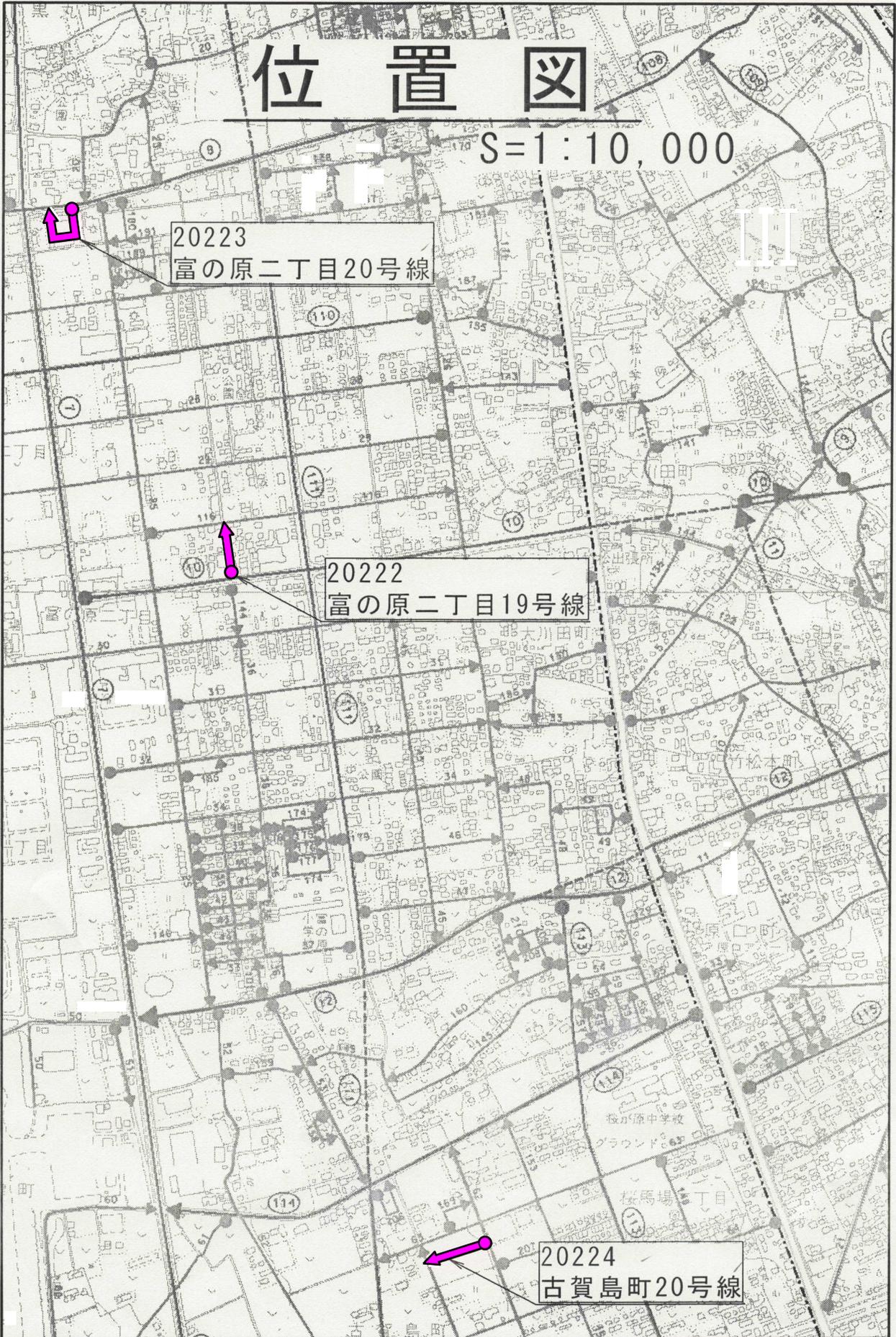
第84号議案関係

公の施設の名称	大村市営住宅及び共同施設
指定管理者候補者	株式会社シンコー
指定の期間	令和3年度から令和7年度までの5年間
募集方法	再指定制度
債務負担行為の限度額	146,991千円
参考金額	155,276千円
提案金額	146,991,000円
評価点	93.00



位置図

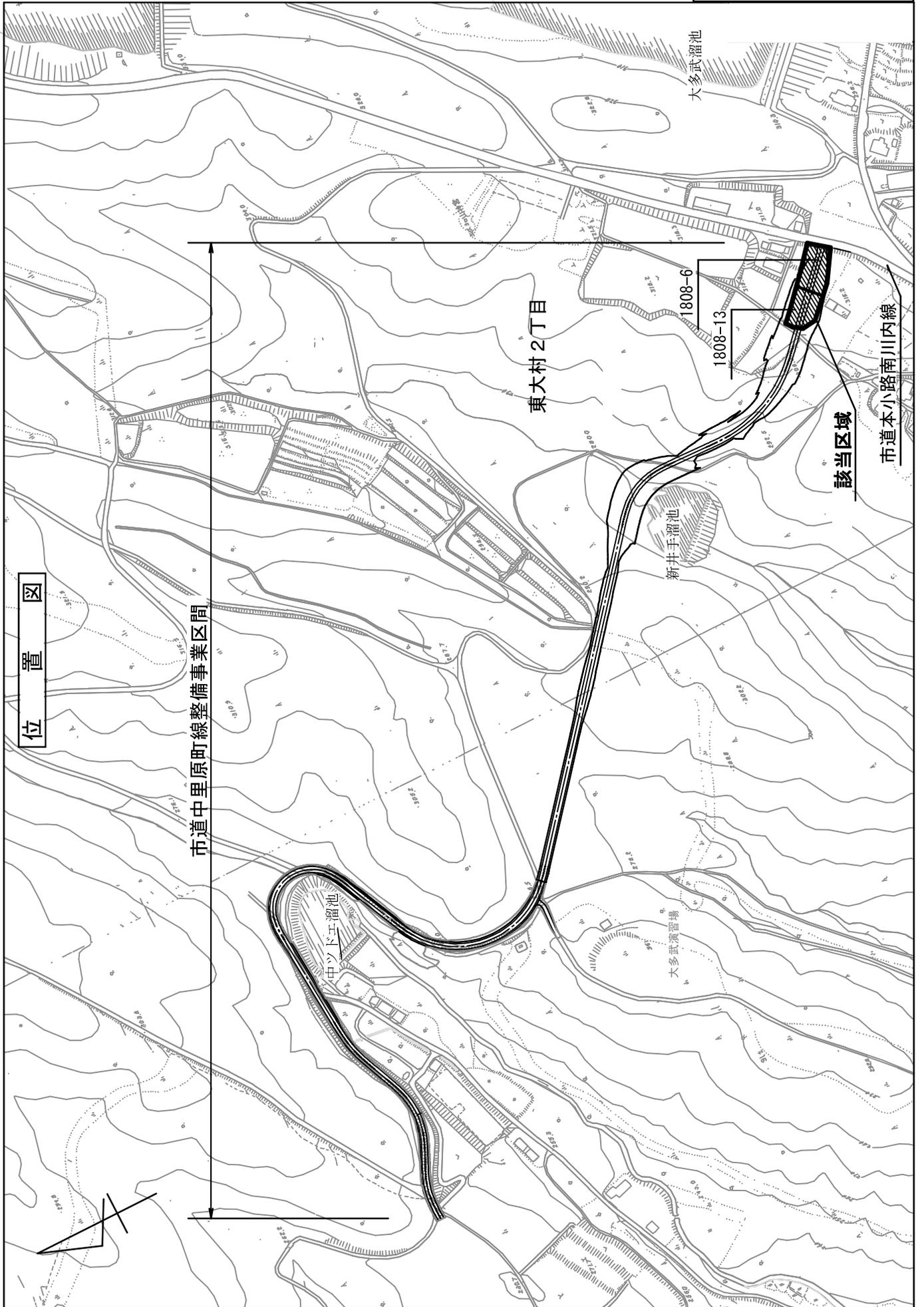
S=1:10,000



20223
富の原二丁目20号線

20222
富の原二丁目19号線

20224
古賀島町20号線



大村市環境センターにおける自動車破損事故について（報告第18号関係）

1 経緯

令和2年5月20日午後3時30分頃、大村市環境センターにおいて、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX（以下「相手方」という。）所有の普通貨物自動車（以下「相手方車両」という。）が、搬入した不燃ごみをダンピングボックスに投入しようと所定の位置に停車していたところ、本市市民環境部会計年度任用職員の操作により上昇したダンピングボックスが、相手方車両の右後部に接触し、テールランプを破損させた。

2 事故の原因及び処理

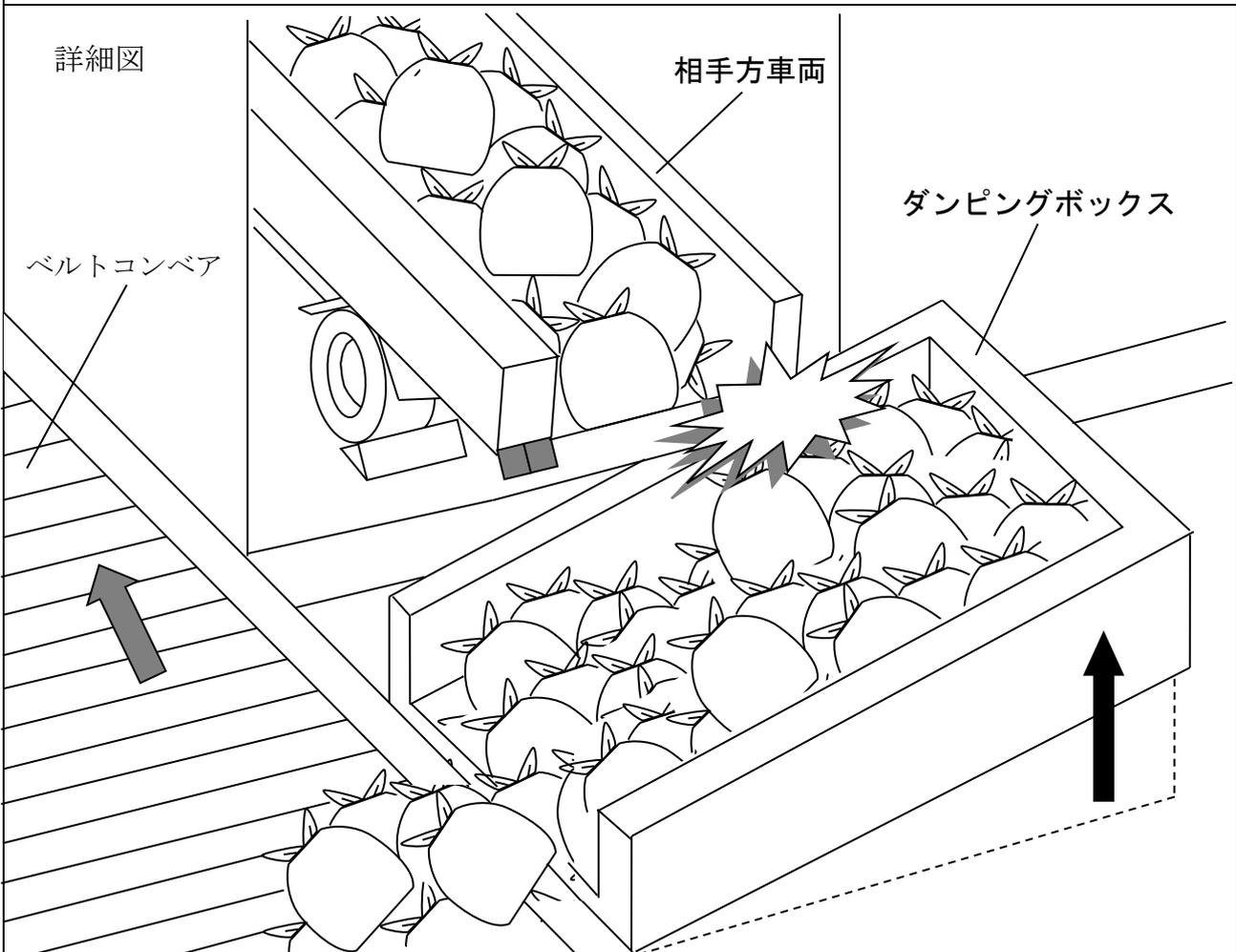
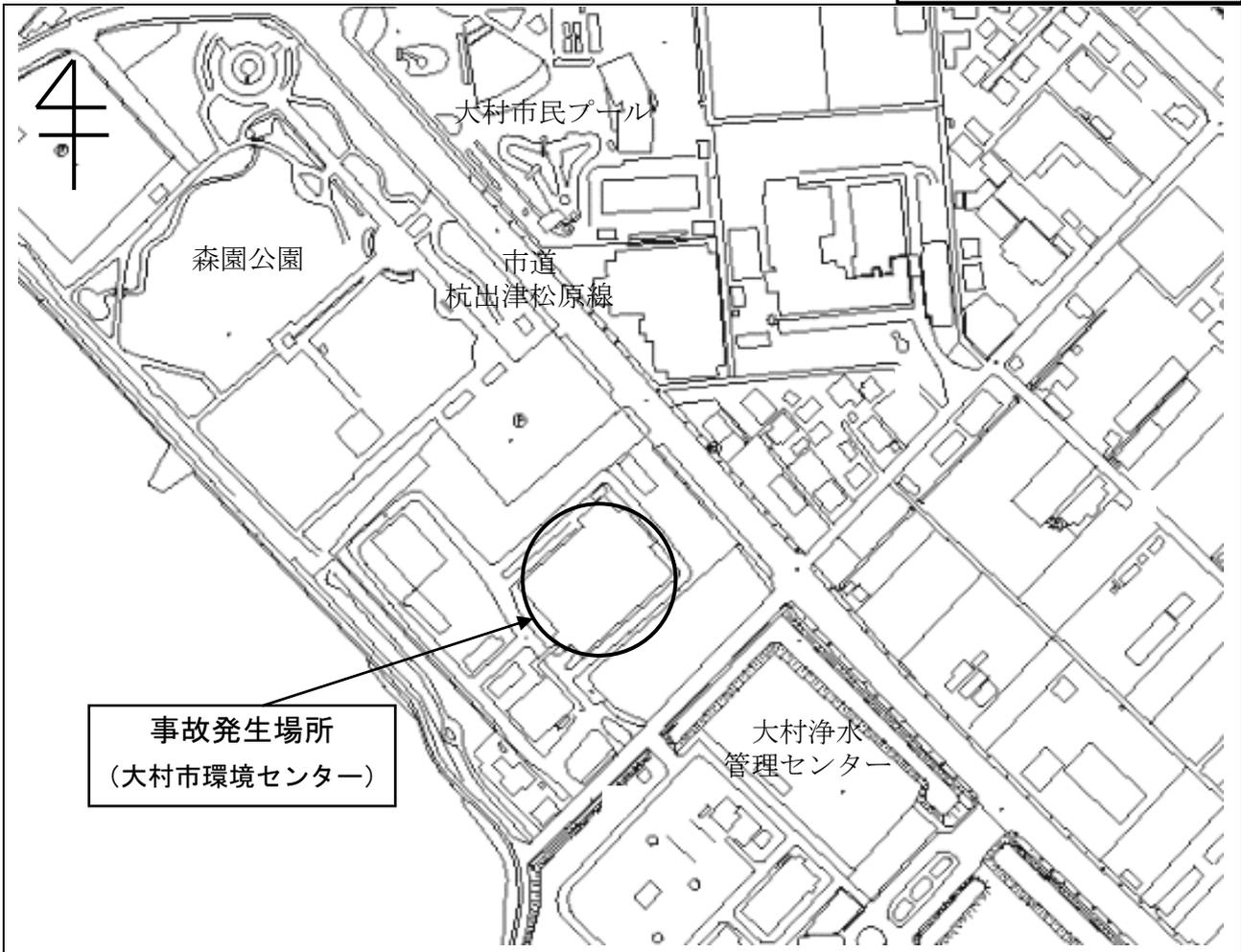
事故の原因は、当該会計年度任用職員が相手方車両の位置を十分に確認しないで、既に溜まっていた不燃ごみをベルトコンベアに移そうと、ダンピングボックスを上昇させたことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、当該会計年度任用職員には、今後、ダンピングボックスを上昇させる際は、周囲の状況を十分に確認するよう厳重に注意した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額11,330円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



大村市立桜が原中学校における自動車破損事故について（報告第19号関係）

1 経緯

令和2年6月18日午後6時20分頃、 氏（以下「相手方」という。）所有の普通自動車が、大村市立桜が原中学校横の私道に停車しようとして道路左端に寄った際、当該車両の通過により同校の管理する側溝の鉄板蓋が外れ、車両左側前方の車輪部分が側溝に落下し、車両前方のバンパー及びサスペンションを破損した。

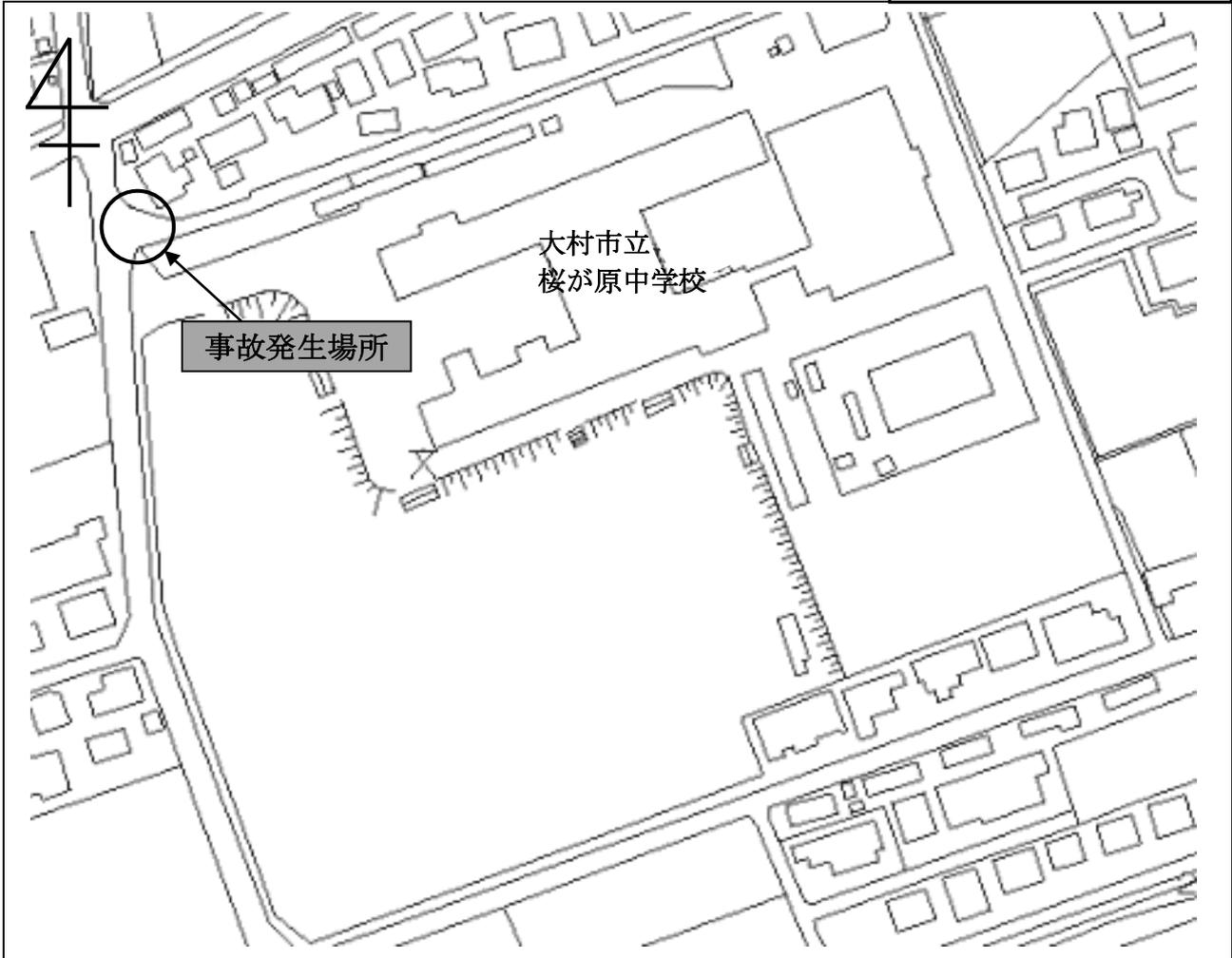
2 事故の原因及び処理

事故の原因は、経年劣化等により側溝の一部が破損し、その上に設置していた鉄板蓋が安定していなかったことによるものと考えられる。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。
なお、現場の側溝については補修を行い、グレーチング蓋を設置した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、普通自動車の車両時価額の全額295,000円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図

